

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第35期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社共立メンテナンス
【英訳名】	KYORITSU MAINTENANCE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 充孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目18番8号
【電話番号】	03(5295)7778
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 上田 卓味
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田二丁目18番8号
【電話番号】	03(5295)7778
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 上田 卓味
【縦覧に供する場所】	関西支店 （大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期連結 累計期間	第35期 第3四半期連結 累計期間	第34期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	70,546	76,693	99,472
経常利益 (百万円)	3,781	5,080	5,599
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,021	2,956	3,206
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,094	3,338	3,791
純資産額 (百万円)	33,087	33,850	34,782
総資産額 (百万円)	120,697	132,240	122,259
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	143.25	223.18	227.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	220.25	-
自己資本比率 (%)	27.4	25.6	28.4

回次	第34期 第3四半期連結 会計期間	第35期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	28.50	58.73

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第34期第3四半期連結累計期間及び第34期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社グループの重要な事業施設である、寮事業所及びホテル事業所につきましては、主として建物所有者から契約期間10年～20年の長期賃借契約により一括賃借しており、一部の長期賃借契約には相互に中途解約が不可能なものがあり、当該事業所における稼働・収益が著しく悪化した場合には、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成25年12月末現在の中途解約が不可能な事業所は58棟あり、解約不能未経過賃借料残高合計は46,188百万円であります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策及び金融政策を背景にした株高の進行や円安基調の定着などにより景気回復の兆しはあるものの、円安による原材料価格の高騰や世界経済の減速懸念など依然不確実な状況で推移いたしました。

このような環境下、当第3四半期連結累計期間は、主力事業である寮事業において、期初稼働率97.0%（前年比0.5ポイント増）と好調にスタートし、また、ホテル事業につきましても、ドミーイン（ビジネスホテル）事業、リゾート（リゾートホテル）事業共に、前年同期を上回る高稼働率にて極めて好調に推移し、引続き大きな牽引役となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における経営成績は、売上高76,693百万円（前年同期比8.7%増）となり、営業利益5,532百万円（前年同期比20.3%増）、経常利益5,080百万円（前年同期比34.4%増）、四半期純利益2,956百万円（前年同期比46.2%増）と大幅な増収増益となり、過去最高益を更新しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

寮事業

寮事業では、期初稼働率97.0%（前年比0.5ポイント増）と前期を上回り堅調に推移し、12月末現在の稼働契約数は29,481名（前年同期に比べ1,173名増）となりました。しかしながら、当第3四半期連結累計期間においては、前年同期に比べ新入寮生の3月早期入寮の増加及び前年同期に大口の留学生法人契約があり、契約金等の売上が期間比較にて減少したため、寮事業の売上高は微増にとどまっております。この結果、売上高は30,112百万円（前年同期比2.8%増）となり、営業利益につきましては、新規開業費用及び水道光熱費の上昇や長期展望を見据えた計画的な修繕の先行実施に伴う費用等の増加を吸収しつつ、3,631百万円（前年同期比1.6%減）となり、ほぼ前期水準をキャッチアップいたしました。この利益水準は当初計画通りの推移であります。

ホテル事業

ドミーイン事業では、当第3四半期連結累計期間に『天然温泉 茶月の湯 ドミーインEXPRESS掛川』『天然温泉 夕霧の湯 ドミーインPREMIUMなんば』を新規オープンいたしました。また、前期オープンの事業所において、認知度の上昇やインバウンド営業も功を奏した結果、大幅に稼働率が向上し、全体として前年同期を上回って極めて好調に推移いたしました。

リゾート事業では、当第3四半期連結累計期間において『いにしへの宿 伊久』を新規オープンいたしました。また、既存事業所におきましてはきめ細やかな営業が功を奏し、夏のリゾートシーズンのみならず年末に向けても好調を維持し、第3四半期連結累計期間全体を通して、前期を上回る稼働率にて推移いたしました。

この結果、売上高33,188百万円（前年同期比11.6%増）、営業利益3,775百万円（前年同期比35.5%増）となり、依然として大幅な増収増益基調を推し進めております。

総合ビルマネジメント事業

総合ビルマネジメント事業では、前期における所有物件売却に伴う賃貸収入の減少及び建設施工工事部門において受注減少となりました。この結果、売上高8,335百万円（前年同期比15.1%減）、営業損失12百万円（前年同期に比べ28百万円増益）となりました。

フーズ事業

フーズ事業では、依然厳しい環境ではありますが、個人消費環境の回復を受け緩やかながらも回復の兆しを見せつつあります。また、行田市と係争中のため営業を停止している温浴施設につきまして、9月に勝訴判決が出たものの行田市が控訴をしたため、9月以降の営業費用を営業外費用にて計上しております。この結果、売上高3,888百万円（前年同期比5.2%増）、営業損失41百万円（前年同期に比べ48百万円増益）となりました。

デベロップメント事業

デベロップメント事業では、当第3四半期連結累計期間において、総合受注型の開発増加に伴い売上高は増加いたしました。この結果、売上高は3,813百万円（前年同期比152.6%増）となり、営業利益は61百万円（前年同期に比べ91百万円増益）となりました。

その他事業

その他事業は、ウェルネスライフ事業（高齢者向け住宅の管理運営事業）、PKP事業（自治体向け業務受託事業）、単身生活者支援事業及び保険代理店事業、総合人材サービス事業、融資事業及び事務代行業であります。これらの事業の合計は、売上高5,206百万円（前年同期比35.5%増）、営業損失283百万円（前年同期に比べ4百万円増益）となりました。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、116百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,985,700
計	29,985,700

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株)(平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,125,582	15,125,582	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	15,125,582	15,125,582		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年12月2日
新株予約権の数(個)	15,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	3,230,669
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	4,643
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月3日 至 平成30年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3	発行価格 4,643 資本組入額 2,322
新株予約権の行使の条件	当社が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を(注)2に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
- (2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、（注）4において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初4,643円とする。ただし、転換価額は次号（1）から（4）に定めるところにより調整されることがある。

転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本号（3） に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て等をする場合。調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当て等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとしてこれを適用する。調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利））に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の転換価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、本（ハ）に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利））については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(二) 上記(イ)から(ハ)の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)から(ハ)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金1百万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1百万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、9,245円に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度 1.30

平成27年3月31日に終了する事業年度 1.69

平成28年3月31日に終了する事業年度 2.20

平成29年3月31日に終了する事業年度 2.86

平成30年3月31日に終了する事業年度 3.71

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号(1)(二)の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本号(1)又は(4)に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (4) 当社は、本号(1)から(3)に掲げた事由によるほか、次に掲げる場合には社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

- (5) 本号(1)から(4)に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額により増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)から(9)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、下記(1)から(9)の内容に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、（注）2「転換価額の調整」（1）から（4）に準じた調整を行う。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

承継会社等が本新株予約権付社債を買入れ本社債を消却した場合には、当該本社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。また、承継新株予約権の一部について行使することはできないものとする。

(8) 承継新株予約権の取得条項

取得条項は定めない。

(9) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		15,125,582		5,136		5,942

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,087,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,940,900	129,409	
単元未満株式	普通株式 96,882		
発行済株式総数	15,125,582		
総株主の議決権		129,409	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社共立メンテナ ス	東京都千代田区 外神田二丁目18番8号	2,087,800		2,087,800	13.80
計		2,087,800		2,087,800	13.80

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	ホテル事業担当 兼 ホテル事業統括本部 ホテル営業推進部長 兼 グループ管理統括本部 広報部長	常務取締 役	ホテル事業担当 兼 グループ管理統括本部 広報部長	山田 滋	平成25年12月1 日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,622	26,178
受取手形及び売掛金	² 6,480	² 4,236
販売用不動産	302	213
仕掛販売用不動産	914	2,093
未成工事支出金	14	82
その他	5,551	6,037
貸倒引当金	32	26
流動資産合計	30,852	38,814
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	29,276	30,527
土地	24,426	24,651
その他(純額)	4,629	3,738
有形固定資産合計	58,332	58,917
無形固定資産		
1,950	1,950	1,881
投資その他の資産		
投資有価証券	5,818	5,958
差入保証金	10,745	11,426
敷金	9,063	9,333
その他	5,632	6,022
貸倒引当金	207	204
投資その他の資産合計	31,052	32,535
固定資産合計	91,335	93,334
繰延資産	71	91
資産合計	122,259	132,240

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,174	2,745
短期借入金	14,074	20,434
1年内償還予定の社債	1,150	1,150
未払法人税等	1,528	1,033
前受金	10,880	8,155
賞与引当金	1,029	692
役員賞与引当金	232	224
完成工事補償引当金	11	11
その他	5,811	5,045
流動負債合計	38,892	39,492
固定負債		
社債	7,450	6,550
転換社債型新株予約権付社債	-	15,000
長期借入金	34,976	31,363
退職給付引当金	1,201	1,264
役員退職慰労引当金	309	311
ポイント引当金	-	10
その他	4,647	4,398
固定負債合計	48,584	58,898
負債合計	87,476	98,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,136	5,136
資本剰余金	5,943	5,943
利益剰余金	25,675	28,019
自己株式	1,811	5,470
株主資本合計	34,943	33,628
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	198	107
為替換算調整勘定	37	114
その他の包括利益累計額合計	160	222
純資産合計	34,782	33,850
負債純資産合計	122,259	132,240

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	70,546	76,693
売上原価	56,340	60,953
売上総利益	14,206	15,740
販売費及び一般管理費	9,607	10,207
営業利益	4,598	5,532
営業外収益		
受取利息	58	69
受取配当金	31	38
為替差益	56	295
その他	183	174
営業外収益合計	329	578
営業外費用		
支払利息	945	801
その他	201	229
営業外費用合計	1,146	1,030
経常利益	3,781	5,080
特別利益		
固定資産売却益	236	-
受取補償金	-	31
その他	15	-
特別利益合計	252	31
特別損失		
減損損失	153	-
解体撤去費用	-	13
その他	84	-
特別損失合計	237	13
税金等調整前四半期純利益	3,796	5,098
法人税等	1,774	2,142
少数株主損益調整前四半期純利益	2,021	2,956
四半期純利益	2,021	2,956

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,021	2,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	73	306
為替換算調整勘定	-	76
その他の包括利益合計	73	382
四半期包括利益	2,094	3,338
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,094	3,338
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1) 一部の賃借物件の保証金について当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
4,526百万円	4,450百万円

(2) 取引先における金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
130百万円	130百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	6百万円	4百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	2,227百万円	2,100百万円
のれんの償却額	1	3

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	268	19	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	268	19	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	338	24	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	273	21	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この自己株式の取得及び単元未満株式の買取等により、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,659百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末における自己株式は、5,470百万円となりました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	寮	ホテル	総合ビル マネジメ ント	フーズ	デベロッ プメント	計				
売上高										
外部顧客への売上高	29,216	29,672	5,751	1,130	1,213	66,984	3,562	70,546	-	70,546
セグメント間の内部 売上高又は振替高	88	63	4,065	2,565	296	7,079	279	7,358	7,358	-
計	29,304	29,736	9,816	3,696	1,509	74,064	3,841	77,905	7,358	70,546
セグメント利益 又は損失()	3,690	2,787	40	89	30	6,317	288	6,028	1,430	4,598

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェルネスライフ事業(高齢者向け住宅の管理運営事業)、PKP事業(自治体向け業務受託事業)、単身生活者支援事業及び保険代理店事業、総合人材サービス事業、融資事業及び事務代行業、その他の付帯事業を含んでおりません。

2. セグメント利益又は損失の調整額 1,430百万円には、セグメント間取引消去 25百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,405百万円が含まれております。全社費用は主に本社の財務経理部等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「フーズ」セグメントにおいて、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれた外食店舗について、当該外食店舗の資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は当第3四半期連結累計期間においては87百万円であります。

「その他」セグメントに含まれるウェルネスライフ事業において、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれた施設について、当該施設の資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は当第3四半期連結累計期間においては65百万円であります。

当第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	寮	ホテル	総合ビル マネジメ ント	フーズ	デベロッ プメント	計				
売上高										
外部顧客への売上高	29,989	33,125	5,315	1,152	2,174	71,757	4,936	76,693	-	76,693
セグメント間の内部 売上高又は振替高	123	63	3,020	2,735	1,638	7,581	270	7,852	7,852	-
計	30,112	33,188	8,335	3,888	3,813	79,339	5,206	84,545	7,852	76,693
セグメント利益 又は損失()	3,631	3,775	12	41	61	7,414	283	7,131	1,598	5,532

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェルネスライフ事業（高齢者向け住宅の管理運営事業）、PKP事業（自治体向け業務受託事業）、単身生活者支援事業及び保険代理店事業、総合人材サービス事業、融資事業及び事務代行業、その他の付帯事業を含んでおりません。

2. セグメント利益又は損失の調整額 1,598百万円には、セグメント間取引消去 25百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,573百万円が含まれております。全社費用は主に本社の財務経理部等の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	143円25銭	223円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,021	2,956
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,021	2,956
普通株式の期中平均株式数 (千株)	14,111	13,244
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	220円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	176
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 平成25年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....273百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 21円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月5日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2) 下水道使用料の未払いに関する事項

当社及び連結子会社は、行田市より下水道使用料未払いがあったとしてその請求額の決定の通知と過料の告知を受けましたが、請求通知は準拠すべき法及び条例に従っていないと考えられたことから、行田市へ平成23年1月24日付にて異議申立書を提出し、過料に関しても同様の理由により同日付けで弁明書を提出しておりました。これらについて、行田市より平成23年4月1日付にて下水道使用料に関する異議申立てを棄却する旨の決定の通知と、当社及び連結子会社の弁明書が一部考慮されてはいるものの過料処分を科す旨の通知を受けました。以上、当社及び連結子会社と行田市との間には見解の隔たりがあることから、平成23年9月26日付にて下水道使用料納入通知処分取消請求及び過料処分取消請求の行政訴訟をさいたま地方裁判所に提起し、司法の判断を求めた結果、平成25年9月25日に当社及び連結子会社の主張が全面的に認められ、下水道使用料納入通知処分及び過料処分の取消しの判決がありました。その後、行田市はこの判決を不服として控訴したため、東京高等裁判所において引き続き司法の判断を求めることとなりました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 26 年 2 月 14 日

株式会社 共立メンテナンス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社共立メンテナンスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社共立メンテナンス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。